

新職務発明制度及び先使用権制度相談会

昨今、企業活動における知的財産の重要性が広く認識されてきている中、多くの中小企業等では、まだまだ社内における知的財産の管理体制が十分とはいえない現状があります。

本事業では、中小企業の経営者、開発者、知的財産担当者等を対象に、平成17年4月に施行された新職務発明制度及び平成18年6月にガイドラインが発行された先使用権制度に関して、相談会を開催いたします。参加費用は無料です。是非ご参加下さい。

参加無料

事前申込制
定員になり次第締切ります。



平成23年 2月9日(水) 13:00~17:00

場所：千葉県知的所有権センター

千葉県千葉市稲毛区天台6-13-1 千葉県産業支援技術研究所天台庁舎内

定員：4社

今後のセミナー開催
予定などはこちらの
モバイルサイトへ！



個別相談会

13:00~

個別相談会

- 1社目 (13:00~14:00)
- 2社目 (14:00~15:00)
- 3社目 (15:00~16:00)
- 4社目 (16:00~17:00)

※個別相談会は事前申込み制になります。相談会をご希望の方は、裏面申込書にてお申込み下さい。
※相談内容は、新職務発明制度もしくは先使用権制度に関するものとさせていただきます。

講師：太田 大三 氏 丸の内総合法律事務所 弁護士・弁理士

17:00

終了

講師紹介

太田 大三 (おおた たいぞう) 氏 丸の内総合法律事務所 弁護士・弁理士

平成8年東京大学経済学部経済学科卒業、司法試験合格、翌年東京大学経済学部経営学科卒業。平成11年弁護士登録(第二東京弁護士会所属)。丸の内総合法律事務所にて、主に日本企業における企業法務(予防法務・戦略法務全般、ほか株主総会指導)に従事する傍ら、知的財産関係の相談・訴訟も手掛ける。

平成15年~16年、任期付公務員として職務発明規定の改正を含む「特許審査の迅速化等のための特許法等の一部を改正する法律」の立法案の策定に従事。

特許庁主催の職務発明に関する説明会の講師として全国を回るとともに、民間主催のセミナー講師として講演等を行っている。

主催：広域関東圏知的財産戦略本部(関東経済産業局)・特許庁・千葉県

実施機関：社団法人発明協会千葉県支部

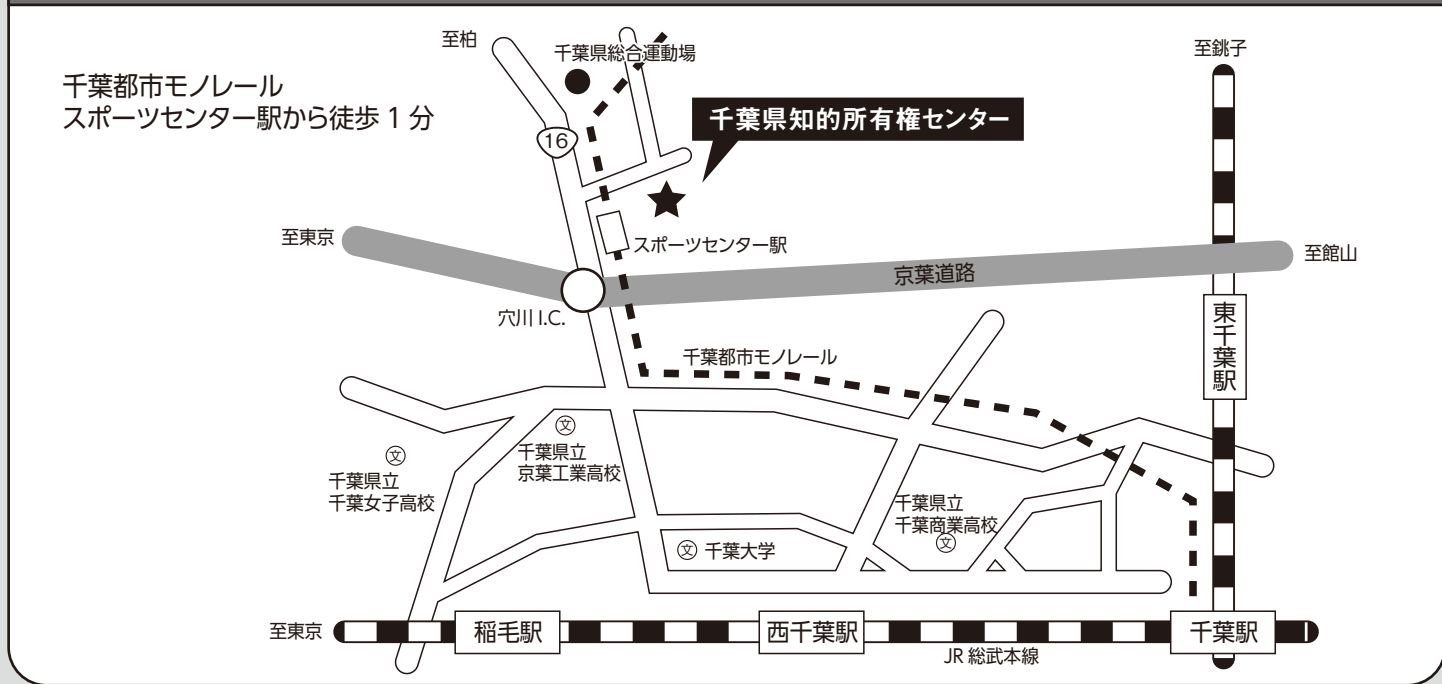
お申込・お問合せ先

下記の申込書に必要事項をご記入の上、FAXにてお申込みください。

千葉県知的所有権センター

TEL : 043-207-8382 FAX : 043-207-8383

会場案内図



参加申込書

平成 年 月 日

千葉県知的所有権センター行 **FAX : 043-207-8383**

平成 22 年度新職務発明制度及び先使用权制度セミナー・相談会事業 「新職務発明制度及び先使用权制度相談会」

開催日時 : 2月9日(水) 13:00 ~ 17:00 会場 : 千葉県知的所有権センター

貴社名			
電話番号	FAX 番号	E-mail	
部署・役職名	フリガナ		
	氏名		
個別相談内容<差し支えない範囲でご記載下さい。>			

【お願い事項】 ◆原則として先着順とします。お申込受諾の連絡はいたしませんので、直接会場へお越しください。
 ただし、申込者多数の場合には、千葉県内の方々を優先させていただきますので、あらかじめ御了承ください。
 参加をお断りする場合には事前にご連絡をいたします。
 ◆会場の駐車場は狭いので、公共交通機関をご利用ください。

※ご記入いただいた個人情報は、主催者において今回のセミナーにかかる事務処理、今後のセミナー等のご案内 (DM、メールマガジン等) 以外には利用いたしません。また、承諾なく第三者に提供することはありません。

